



ながさき

トラック広報



トピックス

- ◎ 安全性評価事業(Gマーク)に係る事前説明会
- ◎ 春の全国交通安全運動
- ◎ 永年勤続表彰の推薦について
- ◎ 適性診断及び安全運転研修

(公社)長崎県トラック協会

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

TEL 095-838-2281

FAX 095-839-8508

URL <http://www.nata.or.jp>



1. 燃油価格高騰の影響を受けるトラック運送事業者に対する配慮について（お願い）…	1
2. 令和8年度貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）に係る事前説明会の開催について…	4
3. 令和8年春の全国交通安全運動の実施について…	5
4. 行政だより	
○ 定期点検整備促進運動の実施等について…	12
5. 全ト協だより	
○ 近代化基金融資貸出金利の変更について…	16
○ 軽油価格の調査結果（1月分）…	17
6. 事故対だより	
○ 2026年度（令和8年度）運行管理者等《基礎講習》の開催について…	18
○ 2026年度（令和8年度）運行管理者等《一般講習（貨物）》の開催について…	20
7. 協会だより	
○ 第4回総務委員会の開催状況について…	22
○ 第5回理事会及び交付金運営委員会の開催状況について…	23
○ 協会永年勤続表彰規程による表彰資格者の推薦について…	24
○ 運転記録証明書を活用した優秀安全運転事業所表彰について…	26
○ 「外国人ドライバー採用セミナー」「自動点呼&物流DX機器展示会」の開催…	27
○ 適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について…	28
8. 部会だより	
○ 女性部会 新春懇談会の開催状況について…	32
○ 5部会合同研修会の開催状況について ～長崎刑務所スタディツアー～…	33
9. ドライバー体験記 ～私と交通安全、無事故の秘訣～…	34
10. 陸災防だより	
○ 令和8年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について…	35
○ 技能講習情報…	38
○ 陸運と安全衛生…	39
11. 交通共済コーナー	
○ 交通共済加入のおすすめ…	46
12. 諫早T・Sのご案内…	48

表紙写真：しゃくなげの里河畔公園：長崎県大村市中岳町251番地1

緑豊かな山々の景観とともに、彩り鮮やかなシャクナゲを楽しむことができます。

大村市の中でも山奥にあるのですが、清流と川沿いに広がる桜とシャクナゲの花が共演する珍しいスポットです。春には色とりどりの花が咲き乱れ、特別なスポット感満載です。3月下旬～4月下旬 約2,500本 駐車場あり。

アクセス：長崎自動車道大村インターチェンジから車で約20分

令和8年3月

トラック輸送をご利用される
荷主の皆様

(公社) 全日本トラック協会

(公社) 長崎県トラック協会

燃油価格高騰の影響を受けるトラック運送事業者に対する配慮について（お願い）

日頃は、トラック運送事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現下の中東情勢の影響を受け、原油価格がおよそ4年ぶりの水準まで一時的に急騰するなど、最近の円安の進展も相まって、原油をはじめとするエネルギーコストや原材料価格の上昇によって、トラック運送事業者の収益が強く圧迫されることが懸念されております。

中小企業庁が実施した「価格交渉促進月間（2025年9月）フォローアップ調査」によれば、トラック運送業におけるコスト増に対する転嫁率は、受注者の立場で全30業種のうち27位となる36.5%となっており、特にエネルギー費の転嫁率は33.9%にとどまるなど、他業種と比較して価格転嫁が進んでいない状況となっており、トラック運送業における構造的な価格転嫁を推進し、事業継続のための原資を確実に確保することが重要です。

また、本年1月より、新たに、発荷主のトラック運送契約の一部が、中小受託取引適正化法（取適法）の適用対象とされたことも踏まえ、取適法等の関係法令及びこれらに基づき策定されたガイドライン等（トラック運送業における適正取引推進ガイドライン、各業種別の受託適正取引等の推進のためのガイドライン及び労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（労務費転嫁指針））に則った適正な取引を徹底いただくことが必要です。

つきましては、原油価格高騰による事業者の窮状を荷主の皆様にご理解いただくとともに、安定した輸送力を確保するためにも下記事項につきまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. トラック運送事業者との適切な協議による価格決定について

取適法においては、委託事業者と中小受託事業者との取引対価の決定方法について、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利

益を不当に害する行為は、禁止行為として規定されているところです。

貴社におかれては、現下の状況を踏まえ、エネルギー価格等が上昇した場合には、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、燃料サーチャージ制の導入を含めた価格変更を柔軟に行うなど、価格変動が反映されている公表資料を交渉の基礎としつつ、エネルギーコストの上昇分を考慮した上で、十分に協議した価格決定がなされるよう要請いたします。

2. 燃料サーチャージ制の導入について

国土交通省では、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」(平成24年改定)において、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度として定めているほか、令和6年3月に国土交通省が告示した「標準的運賃」では燃料サーチャージが規定され、軽油価格は120円/ℓで算出されており、それを超えた場合は別に収受するよう定めています。

運送依頼をする各事業者と燃料サーチャージの基準となる価格を定め、燃料サーチャージ制を導入していただきますよう要請いたします。

なお、トラック事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、取適法に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づく、国土交通省トラック・物流Gメンによる働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となります。

3. 「標準的運賃」の活用について

すべてのトラック運送事業者が法令を遵守するとともに、トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行う上で参考となる「標準的運賃」を国土交通大臣が告示しています。

荷主の皆様におかれましては、持続可能な物流の実現に向けて、「標準的運賃」の活用へのご理解とご協力をお願いいたします。

以上

(参考)

- (公正取引委員会) 令和8年1月1日から、取適法の対象が特定運送委託まで拡大します。
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/sep/250926_toriteki_mlitchpatrol_leaflet.pdf
- (公正取引委員会) 中小受託取引適正化法ガイドブック 「下請法」は取適法へ
<https://www.jftc.go.jp/file/toriteki002.pdf>
- (中小企業庁) 価格交渉促進月間フォローアップ調査結果
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>
- (国土交通省) トラック運送業における適正取引推進ガイドライン
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001972281.pdf>
- (中小企業庁) 受託適正取引等の推進のためのガイドライン
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.html>
- (内閣官房・公正取引委員会) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>
- (国土交通省) トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン
<https://www.mlit.go.jp/common/000211177.pdf>
- (国土交通省) 標準的運賃について
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000118.html

<本件に関するお問い合わせ先>

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| ○ (公社) 全日本トラック協会 企画部 | TEL : 03-3354-1037 (直通) |
| ○ (公社) 長崎県トラック協会 総務部 | TEL : 095-838-2281 |

令和8年度貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)に係る
事前説明会の開催について

本説明会につきましては、認定機関である（公社）全日本トラック協会の YouTube 配信による説明会として開催いたします。

新規取得及び更新の対象となる事業所におかれましては、可能な限り参加頂きますようご案内申し上げます。

なお、参加希望の場合は、下記「参加申込書」に必要事項をご記入の上、

令和8年5月25日(月)までに F A Xにてお申込み頂きますようお知らせ致します。

敬具

記

- 1 日時 令和8年6月2日(火) 14時00分～16時00分(予定)
- 2 場所 (公社)長崎県トラック協会「研修会館」
長崎市松原町2651-3
- 3 内容 (1) 2026年度貨物自動車運送事業安全性評価事業の申請概要について
(2) Gマーク申請時におけるポイントについて（県ト協説明）

お問い合わせ先：公益社団法人長崎県トラック協会

適正化事業部(担当：里・岩崎・今川) TEL：095-838-2281

参加申込書

(公社)長崎県トラック協会適正化事業部 行(F A X：095-839-8508)

会社名	営業所名	氏名
(連絡先)		

※ご記入頂いた個人情報については、本説明会以外の目的には使用致しません。

令和8年 春の全国交通安全運動の実施

4月6日(月)～4月15日(水)

車から ぼくたちみえない 手をあげよう

本県における令和7年中の交通事故の発生状況をみますと、発生件数2,451件（前年比+35件）、死者数29人（前年比+3人）、負傷者数3,046人（前年比+63人）であり、発生件数、死者数、負傷者数いずれも前年より増加傾向にありました。

これから気候も良くなり、子供や高齢者の外出をはじめ、人とともに車の交通量も多くなり、交通事故の多発が懸念されるところです。

会員事業所におかれては、春の全国交通安全運動を契機に交通事故「0」を目指し、次の実施要領に基づき、交通事故の防止に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。



交通安全啓発図画コンクール最優秀作品（令和7年度県知事賞）

長崎市立桜町小学校5年（当時）**下村 香稀**さんの作品

重点

- 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

本運動の実施結果報告書は5月22日(金)までに県ト協に郵送(FAX可)して下さい。

令和8年春の全国交通安全運動実施要領

(公社)長崎県トラック協会

1 目 的

当協会は、長崎県交通安全推進県民協議会が定めた「令和8年春の全国交通安全運動実施要綱」及び長崎運輸支局自動車事故防止推進協議会並びに(公社)全日本トラック協会が定めた同実施要綱・実施計画に基づき、独自の実施要領を策定し、本運動の効果的推進を図ることを目的とする。

2 実施期間

令和8年4月6日(月)～4月15日(水)

3 重点実施事項

- (1) 事業用自動車等の安全運行の確保
- (2) 車両の安全対策の推進
- (3) 全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底
- (4) 事業用自動車の事故等の情報の提供
- (5) 夕暮れ時等における自動車事故防止の促進
- (6) 「脇見・ぼんやり運転防止運動」の推進
- (7) 子供と高齢歩行者の交通事故防止
- (8) 飲酒運転及び覚せい剤、危険ドラッグ等の使用の根絶
- (9) 広報活動の推進

実 施 細 目

1. 事業用自動車等の安全運行の確保

事業者及び統括運行管理者・運行管理者(以下「事業者等」という。)は、運転者に対し、次の事項を重点においた安全運行の徹底について指導する。

(1) 運行管理の徹底

- ① 運輸安全マネジメント制度の徹底の為、輸送の安全が最優先であるという意識を事業者内部で浸透させ、経営トップから現場の運転者に至るまで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図る。
- ② 事業者等は、運転者に対し講習会等を開催し安全運行の徹底について指導する。
- ③ 事業者等は、運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等、健康状態を把握するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替

させるなど適切な運行管理を図る。

- ④ 事業者等は、運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や長距離運転または夜間の運転に従事する際の交代運転者の配置等、適切な運行計画及び乗車割の作成を行い、運転者に対し労働基準法及び改善基準を遵守させるよう改めて周知徹底を図り、過労運転及び睡眠不足による事故防止、「睡眠時無呼吸症候群」等健康状態に起因する事故の防止に努めるとともに、運行計画はできるだけ事前に運転者に明示して体調を整えさせる。また、運転者に対し職務の重要性を認識させ、健康保持について日常から自主管理を徹底させる。
- ⑤ 事業者等は、飲酒・疾病・疲労・睡眠不足その他健康状態により、安全運行ができないおそれがある運転者を乗務させないため、厳正な点呼及び指導監督の確実な実施等運行管理を徹底する。
- ⑥ 事業者等は、悪質危険な運転行為・事故及び交通違反を繰り返している運転者、高齢運転者及び初任運転者に対して適性診断を受診させ、診断結果に基づいた助言指導を行うよう徹底する。
- ⑦ 事業者等は、運転者に対して乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止を徹底する。
- ⑧ 事業者等は、運転者に対して妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性を周知し、また、適性診断の結果も活用するなどして、「思いやり・ゆずり合い」を意識させ、周囲の交通に配慮した運転に努めるよう徹底する。さらに、ドライブレコーダーの利用及びその映像の活用を図る。
- ⑨ 事業者等は、運転者に対して進路変更、転回、後退等の際は、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を十分に確かめるとともに、後退時等に周囲の歩行者等に対して警報を発する装置（後退警報装置、左折警報装置など）を備える車両では、やむを得ない場合は除き、当該装置を停止しないよう指導する。
- ⑩ 事業者等は、事業用自動車が無理な車線変更、パッシング、急ブレーキ等を繰り返す、いわゆるあおり運転行為による交通事故を惹起したことから、道路交通法その他の関係法令の遵守について、あらゆる機会を捉えて運転者に対する指導監督を徹底する。
- ⑪ 事業者等は、運転者の運転免許証及び自動車検査証の有効期間の確認を徹底する。

(2) 過積載運行の防止

事業者等は、適切な運送(積載)計画を作成し、運転者に対して積載物・積載重量・積載方法等の事前確認を励行させるとともに、荷主に対しても理解と協力を求め、過積載運行の防止に努める。

(3) 踏切事故の防止

事業者等は、運転者に対して踏切の通過に際しては一旦停止及び安全確認を励

行させるとともに、トラクタ・トレーラ等大型車両の運行計画策定にあたっては、踏切の状況、車両の構造等を十分考慮して適切な運行経路を選定し、安全運行の徹底を図る。

(4) 大型トラクタ・トレーラ及び大型貨物車の輸送の安全確保

- ① 事業者等は、運転者に対して最高速度・制限速度を遵守させるとともに、交差点右左折時やカーブ、坂道等道路状況に適応した安全な速度に減速することを徹底させる。
- ② 事業者等は、運転者に対して積載物の確実な固縛、シート掛け等による落下・飛散防止措置を徹底させる。
- ③ 事業者等は、運転者に対して鉄道高架橋下のトンネル等高さ制限のある場所の通行に際し、積載物の高さを確認のうえ運行経路を指示するよう徹底する。
- ④ 事業者等は、運転者に対して高速自動車国道及び有料道路等自動車専用道における第一通行帯の走行を徹底させる。
- ⑤ 事業者等は、運転者に対してコンテナ輸送を行う場合は、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを確実に実施するよう徹底させる。
- ⑥ 事業者等は、特殊車両通行許可の取得等関係法令の遵守を徹底し、運転者に対して基準緩和車両を運行する際には、特殊車両通行許可時に附された通行条件を厳守するよう指導を徹底する。

(5) 追突事故の防止

事業者等は、運転者に対して最高速度の遵守と道路、交通、気象、時間帯等の状況に適応した安全速度での走行を徹底させ、特に深夜と早朝には十分注意させる。また、走行速度及び路面状態に応じ、適正な車間距離を保持させ、特に高速道路においては前走車への無理な追従運転をさせないとともに、脇見、漫然運転をしないよう指導を徹底し、追突事故の防止を図る。また、追突事故発生時における被害の軽減に有効な「衝突被害軽減ブレーキ装置」搭載車の普及を促進する。

(6) 危険物輸送時の安全確保

事業者等は、危険物の輸送にあたっては運転者に対し関係法規を事前に熟知させるほか、

- 荷主からの(危険物に関する)情報の入手
- 運転者に対する指示
- 緊急時等における教育訓練
- イエローカードの携行

の徹底を図る。

(7) 省エネ運転の実施の徹底

事業者等は、運転者に対してCO₂の排出削減を図るためエコドライブ及びアイドリングストップの実施を徹底させる。

- ① 不必要なアイドリングをさせない。
- ② シフトアップはグリーンゾーン内で行い、急発進・急加速をしない。
- ③ 車速を抑え定速走行運転を行い、波状(加減速)運転をしない。
- ④ 車間距離を十分にとり、ブレーキは早めに、エンジンブレーキ等を適切に使う。

2. 車両の安全対策の推進

事業者等は、次の事項に留意し、整備不良車両・不正改造車両を排除し車両の安全対策を推進する。

- (1) 運行車両は日常点検及び定期点検整備を確実に実施し、特に大型車に関しては車輪脱落事故の防止のため、ディスク・ホイールの取付状況確認を含む日常点検基準、定期点検基準の内容を周知し、適切な対応が図られるよう徹底する。
- (2) 高速道路において、道路交通法に基づく最高速度を超えて運行することを目的に速度抑制装置の解除、取り外し等不正改造した事例が判明したことから、運行記録計の記録紙等を確認するなどして不正改造等の排除について徹底する。
- (3) 前面ガラス内側への装飾板、着色フィルム等の取付けを禁止させるよう徹底させる。
- (4) 突入防止装置の取り外し等不正改造車両や大型後部反射器その他の反射器の破損、脱落の排除に努める。また、ホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故や車両火災、車体腐食による操舵不能事故、スペアタイヤ落下による事故等を防止するための点検整備の励行について徹底する。
- (5) 無車検車両・無保険車両の運行禁止及び登録番号標不適切表示車両の運転防止について徹底させる。

3. 全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底

- (1) 着用の励行
事業者等は、運転者に対しシートベルトの効用について教養するとともに、出庫・帰庫時に確認するなどして適切なシートベルトの着用を指導する。
- (2) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用の徹底及び先進安全技術の安全装置の正しい使い方について情報提供を行い、安全意識の高揚を図る。

4. 事業用自動車の事故等の情報の提供

事業者等は、事故の概況及び傾向を把握し、原因究明に活用するとともに、運転者に対して講習会の開催等あらゆる機会をとらえて、事故等やヒヤリハットの情報を提供し、安全対策の一層の推進を図る。

また、重大事故発生状況、各種安全対策について国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等から情報を入手し、同種事故の未然防止に努める。

5. 夕暮れ時における自動車事故防止の促進

事業者等は、運転者に対して夕暮れ時(概ね日没1時間前)の早め点灯及び雨天・曇天時の点灯、トンネル内における点灯、夜間の視界の確保(他の交通に支障がない場合、前照灯を上向きにする)について指導促進を図る。

6. 「脇見・ぼんやり運転防止運動」の推進

事業者等は、運転中の緊張感の欠如とみられる脇見、考え事、前方不注意及び安全不確認の防止などと呼びかけ、安全意識の向上を図る。

7. 子供と高齢歩行者の交通事故防止

(1) 徐行運転の励行

事業者等は、運転者に対して子供や高齢者を目にしたときは、常に徐行することを励行させ、特に子供等が自転車に乗車中にある場合は、不測の行動にでることを念頭におき、十分な間隔を保ち最徐行する指導を徹底する。

(2) 事業者等は、運転者に対して高齢運転者標識による高齢運転者の保護等を徹底させる。

8. 飲酒運転及び覚せい剤、危険ドラッグ等の使用の根絶

(1) 事業者等は、全運転者に対して飲酒運転及び覚せい剤、危険ドラッグ等の使用による交通事故の事例等をあげて、その危険性、結果の悲惨さについて教養するとともに、飲酒運転防止対策マニュアル等を活用し適切な指導監督を実施する。

また、全運転者に対しアルコール検知器を使用するなど厳正な点呼の実施を徹底し、飲酒等の事実の確認に努め、運転者の呼気からアルコールが検知された場合には、乗務させないなど、飲酒運転及び覚せい剤、危険ドラッグ等の使用の根絶を図る。

(2) 事業者等は、飲酒運転追放の三ない運動を推進する。

- ① 酒を飲んだら運転しない。
- ② 運転する前には、酒を飲まない。
- ③ 運転する人には、酒を出さない。

9. 広報活動の推進

(1) トラック協会においては、本運動の実施要領を「ながさきトラック広報」に掲載するとともに懸垂幕、のぼり旗、立看板、ポスター等を掲出して広く本運動の周知徹底を図る。

(2) 会員事業所にあつては、懸垂幕、のぼり旗等を掲出するとともに、研修会、講習会等を開催して、全従業員に対し本運動の周知徹底を図る。

事業者用

令和8年春の全国交通安全運動実施結果報告書

事業者名				
1 事業用自動車の安全運行の確保				
(1)具体的な実施内容				
(2)研修、教育、幹部の巡視等				
実施年月日		実施内容		出席者数
2 車両の安全対策の推進【期間中における点検整備の計画及び実績】				
3ヶ月		12ヶ月		日常点検の実施状況 良 ・ 否
計画	実績	計画	実績	
台	台	台	台	
3 全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底				
(1)着用できる状態であるかの点検状況				
(2)シートベルト着用状況				
4 長崎県内における自動車事故防止の促進【乗務員に対する指導内容】				
(1)子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保				
(2)高齢運転者の交通事故防止				
(3)脇見・ぼんやり・ながら運転の防止				
(4)飲酒運転やあおり運転等の悪質・危険な運転の根絶				
(5)全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用				
(6)夕暮れ時における早め点灯及び雨天・曇天時の点灯の励行				
5 広報活動の推進				
	掲示場所	個数(枚数)	内 容	
垂幕・旗				
ポスター				
立看板				
6 その他特記事項				
7 期間中の重大事故(有責及び無責事故)				
事故件数:	件	死者:	名	負傷者: 名

※長崎県トラック協会に5月22日(金)迄に報告してください。 FAX:095-839-8508

行政だより

定期点検整備促進運動の実施等について

標記の件について、(一社)日本自動車整備振興会連合会より、全ト協を通じて通知がありましたのでお知らせいたします。

日整連第7-453号

令和8年2月12日

公益社団法人全日本トラック協会

会長 寺岡洋一 殿

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

会長 喜谷辰夫

定期点検整備促進運動の実施等について

拝啓、時下、貴会・貴連盟ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記運動を別添1の「定期点検整備促進対策要綱」に基づき、国土交通省及び警察庁等関係行政省庁のご指導のもとに引き続き令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間実施することになりましたのでお知らせ致します。

また、本運動の促進対策の一環として使用される自動車の前面ガラスに貼付するステッカーが、別添2のとおり国土交通大臣より指定されましたことを併せてお知らせ致します。

敬具

<本件の問合せ：日整連・事業部 與戸、遠藤>

定期点検整備促進対策要綱

1. 目的

自動車の適正な点検・整備を通じて、自動車の安全を確保し、公害の防止及び環境の保全を図るため、本要綱により定期点検整備の実施の普及および促進を図る。

なお、本運動は、自動車点検整備推進運動と連携して実施するものとする。

2. 実施期間

令和8年4月1日より令和9年3月31日までとする。

なお、次年度においても、本取組を継続して実施する予定。

3. 普及・促進対策

- 1) 自動車使用者に対する保守管理意識高揚のためのPR
- 2) 自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上促進
- 3) 自動車整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実促進
- 4) 点検整備済ステッカー（以下「ステッカー」という。）の貼付

4. 実施要領

1) 自動車使用者に対するPR

自動車使用者に対し、定期点検整備の必要性とその励行について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等マスメディアの活用とポスター、チラシ等の配布及びホームページによりPRする。

また、日整連等は、マイカー点検キャンペーン等の各種イベントを開催し、のぼり・横断幕を使用して、自動車の使用者に対し点検・整備の重要性を啓蒙する。

2) 自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上促進

自動車使用者に対し、自動車の構造、点検・整備の知識、認識の向上を図るため実車等を使用した点検教室等を開催する。

3) 自動車整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実促進

自動車整備事業者等は、自動車使用者に対して定期点検整備の実施時期をダイレクトメール、電話、訪問等により連絡するとともに、点検・整備時に整備内容、料金等の説明を十分に行い、自動車使用者が整備事業場等を利用しやすいようにする。

また、日整連等は、整備技能コンクール等を開催し、自動車整備事業者等の接客マナーおよび技能の向上等受入体制の向上を図る。

4) ステッカーの貼付等

定期点検整備を実施した自動車の前面ガラスに点検整備済を示すステッカーを貼付することにより、点検整備実施事業場名等を表示し、実施責任を明らかにするとともに、車両内外から容易に判別することで、自動車使用者、整備事業者及び整備管理者等に次回の定期点検整備時期を知らせることによって、定期点検整備の実施の励行を促進する。

(1) ステッカーの貼付対象車種

普通自動車

小型自動車（二輪車を除く）

軽自動車（二輪車を除く）

大型特殊自動車

(2) ステッカーの貼付

(イ) ステッカーは、自動車整備事業者、新車販売事業者および特定給油所等が、次の場合に当該自動車に貼付する。

- ① 自動車整備事業者が定期点検整備を確実に行ったとき。
- ② 新車販売事業者が新車の販売にあたり納車整備を行ったとき。
- ③ 特定給油所等が自家用貨物自動車の

6カ月点検・整備または自家用乗用自動車であって、4輪主ブレーキおよび駐車ブレーキがすべてディスク・ブレーキである自動車の12カ月点検・整備（「自動車点検基準」の「自家用貨物自動車等の定期点検基準」または「自家用乗用自動車等の定期点検基準」により行うものに限る。）を確実に行ったとき。

- (ロ) ステッカーは、車室内から見て前面ガラス左側上部（左ハンドル車にあっては右側上部）に1枚を貼付するものとし、運転者の視野を妨げず、検査標章の貼付を妨げない位置に貼付する。

この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

- (ハ) ステッカーは、(イ)の整備を実施した事業者が(ロ)の位置に確実に貼付するものとし、自動車に貼付しないで自動車使用者等にステッカーを配付してはならない。

- (ニ) 事業者がステッカーを自動車の前面ガラスに貼付できる期間は、それぞれ以下のとおりとする。

8年用ステッカー：令和6年12月1日～令和8年9月30日

9年用ステッカー：令和7年11月1日～令和9年9月30日

10年用ステッカー：令和8年11月1日～令和10年9月30日

- (ホ) ステッカーを自動車の前面ガラスに貼付しておける期間は、それぞれ以下のとおりとする。

8年用ステッカー：令和6年12月1日～令和9年1月31日

9年用ステッカー：令和7年11月1日～令和10年1月31日

10年用ステッカー：令和8年11月1日～

令和11年1月31日

- (3) ステッカーの剥離

(イ) 次回の定期点検整備時期を経過したステッカーは必ず剥がすこと。また、その旨を自動車使用者等に周知徹底すること。

(ロ) 貼付しておける期間を経過したステッカーをそのまま貼付していると保安基準違反となることを自動車使用者等に周知徹底すること。

- (4) ステッカーの様式

ステッカーの様式は、別紙のとおりとする。

- (5) ステッカーの管理

各ステッカー取扱い団体および事業者は、配付台帳を備え、厳正な管理を行う。

なお、不適正な管理を行った場合にはステッカーの配付を停止することができるものとする。

- (6) ステッカーの再交付

自動車ユーザーから、フロントガラスの破損等により、ステッカーの再交付を求められた場合は、当該自動車の定期点検整備を実施した事業場に限り、上記(2)(ホ)の期間内において再交付することができるものとする。

5. 定期点検整備促進協議会の構成

- 1) 定期点検整備促進協議会は、下記の中央団体をもって構成し、社団法人日本自動車整備振興会連合会をもって代表団体とする。

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

一般社団法人 日本自動車工業会

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会

一般社団法人 全国軽自動車協会連合会

一般社団法人 日本自動車連盟

一般社団法人 全国自家用自動車協会

公益社団法人 日本バス協会

公益社団法人 全日本トラック協会

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会

一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会
 2) 地方の定期点検整備促進協議会は、中央に準じた構成とし、自動車整備振興会をもって代表団体とする。

6. 定期点検整備促進協議会の事務局

- 1) 中央の事務局は、^二一般社団法人日本自動車整備振興会連合会とし、地方は各都道府県自動車整備振興会とする。
- 2) 事務局は、次の業務を行う。
 - (1) 定期点検整備促進協議会の開催
 - (2) ステッカーの発行（中央に限る）および

配付

- (3) その他本要綱の実施のために必要な業務

7. その他

- 1) 本要綱は、定期点検整備促進協議会が関係行政省庁の指導を得て推進する。
- 2) PRに当たっては、「定期点検整備促進協議会」の名称を用いて行うよう努める。
- 3) 本要綱の実施のため必要な事項であって本要綱に特段の定めのないものについては、中央および地方の定期点検整備促進協議会で別途定める。

別紙

点検整備済ステッカーの様式 例

〈注〉

- (1) 自家用、事業用を共通の様式とする。
- (2) 車内より貼付することができるものとする。
- (3) 地色（外周ダイヤル部分）は、令和8年用は橙色、令和9年用は青色、令和10年用は赤色とする。
- (4) 偽造の困難な様式とする。
- (5) 管理用に一連番号を入れる。



全ト協だより

**近代化基金融資貸出金利の
変更について**

令和8年3月10日から長期プライムレートの引下げに連動して、近代化基金融資の貸出利率が次のとおり変更された旨、全ト協を通じて取扱金融機関から通知がありましたのでお知らせ致します。

記

1. 貸付利率

期 間	現 行 (改定前)	改定後
1年以上～3年以内	2.90%	2.80%
3年超～7年以内		
7年超～10年以内		

2. 実施日

令和8年3月10日



軽油価格の調査結果（1月分）

1月中の軽油価格調査を実施した結果は次のとおりであります。購入契約の参考に利用して下さい。

1. 単純集計価格

地区名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
九州(沖縄除)		113.76	102.47	119.13
全国(沖縄除)		113.15	102.22	113.89

2. 元売別集計価格〈九州（沖縄除）〉

元売名	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S		113.96	102.55	119.11
出光昭和シェル		116.77	102.48	117.31
キグナス				
コスモ		117.00	99.00	125.75
その他		108.44	102.82	118.80

3. 月間購入量別価格〈九州（沖縄除）〉

月間購入量	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロ リットル未満		114.75	102.99	120.48
30～50キロ リットル未満		103.10	102.30	107.60
50～100キロ リットル未満		102.57	100.92	101.10
100キロ リットル以上			101.04	117.05

4. 支払期限別価格〈九州（沖縄除）〉

支払期限	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満		117.67	105.53	111.13
30～60日未満		111.93	102.20	120.81
60日以上		118.89	100.75	101.10

5. 軽油価格推移〈九州（沖縄除）〉

月別	区分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2025年9月		126.32	115.96	128.17
2025年10月		123.93	113.84	127.45
2025年11月		121.03	110.77	127.03
2025年12月		116.10	107.34	118.33
2026年1月		113.76	102.47	119.13

※消費税抜きの価格

事故対だより

2026年度（令和8年度）運行管理者等《基礎講習》の開催について

独立行政法人自動車事故対策機構
長崎支所長

独立行政法人自動車事故対策機構 長崎支所において、2026年度（令和8年度）における運行管理者等基礎講習を下記のとおり開催致します。

1. 開催日

日時	会場	定員	業態
2026年6月10日(水) ～ 2026年6月12日(金)	TBM 長崎ビル 地下会議室	30名	貨物
2026年6月17日(水) ～ 2026年6月19日(金)	TBM 長崎ビル 地下会議室	30名	旅客
2026年12月9日(水) ～ 2026年12月11日(金)	ナスバ長崎支所	16名	貨物
2026年12月16日(水) ～ 2026年12月18日(金)	ナスバ長崎支所	16名	旅客

※講習当日に気象庁から「特別警報」が発令された場合は、中止又は延期となります。

※講習会場の契約都合上、日程変更等になる場合がありますのでご理解ご了承願います。

※各会場への直接のお問合せはご遠慮下さいませようお願いします。

※ご自分のパソコンやスマートフォンで受講が可能な「eナスバ」もございます。

会場への移動や受講時間のお悩みを解決することが出来ますので、是非ご活用ください！

2. 受講手数料

1人8,900円（税・テキスト代含）

※当日受付にてお支払い下さい。現金のみとなりますので、釣銭のないようご協力願います。

3. 受講対象者

1. 運行管理に関する実務経験が1年未満の方で、運行管理者試験の受験資格を得たい方
2. 運行管理者の業務を補助させるための者（補助者）として選任される予定の方
3. 基礎講習を受講していない運行管理者であって、平成24年4月16日以降に当該事業者で初めて運行管理者として選任された方
4. その他受講を希望される方

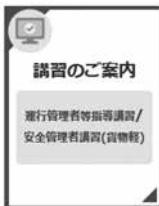
4. 当日の受付時間と講習時間

受付時間	講習時間
1日目の9:15～9:50の間	1日目 9:50～17:00
	2日目 10:00～16:00
	3日目 10:00～16:00

5. 予約方法

- (1) 2026年3月10日(火)よりインターネットでの予約開始となります。
- (2) ナスバのホームページ (<https://www.nasva.go.jp/>) から、インターネット予約システムにてご予約下さい。

①



のバナーより、インターネット予約システムに入ります。

② 申込後は「予約確認書」を印刷し、受講当日受付にご提出下さい。

※予約受付は先着順で、定員になり次第、予約受付が締め切りとなります。空き状況は随時予約システム上でご確認下さい。

6. 持ち物

- (1) 受講料 (8,900円)
- (2) 予約確認書
- (3) 筆記用具
- (4) 身分証明書 (マイナンバーカード、運転免許証等) ※受付時の本人確認が必要

7. 会場 図

TBM長崎ビル 〒850-0033 長崎市万才町7-1



《基礎講習に関するお問合せ先》

独立行政法人自動車事故対策機構 (ナスバ) 長崎支所
〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル11階
Tel: 095-821-8853

2026年度（令和8年度）運行管理者等《一般講習（貨物）》の開催について

独立行政法人自動車事故対策機構
長崎支所長

独立行政法人自動車事故対策機構 長崎支所において、2026年度（令和8年度）における運行管理者等一般講習を下記のとおり開催致します。

1. 開催日

日程	方式	会場	定員
2026年7月2日(木)	動画	アルカス SASEBO 3階 会議室	22名
2026年7月10日(金)	対面	ナスバ長崎支所	16名
2026年8月6日(木)	動画	TBM 長崎ビル11階 ナスバ長崎支所	16名
2026年9月3日(木)	動画	TBM 長崎ビル11階 ナスバ長崎支所	6名
2026年10月1日(木)	動画	TBM 長崎ビル11階 ナスバ長崎支所	16名
2026年11月5日(木)	動画	TBM 長崎ビル11階 ナスバ長崎支所	6名
2026年12月3日(木)	動画	TBM 長崎ビル11階 ナスバ長崎支所	16名
2027年1月7日(木)	動画	TBM 長崎ビル11階 ナスバ長崎支所	2名
2027年2月4日(木)	動画	TBM 長崎ビル11階 ナスバ長崎支所	16名

※「動画」とは、講師資格者の下、事前収録した動画を視聴していただく形式です。

※講習当日に気象庁から「特別警報」が発令された場合は、中止又は延期となります。

※各会場への直接のお問合せはご遠慮下さいませようお願いします。

※上記日程以外で追加開催する場合がありますので、随時予約システムをご確認願います。

※ご自分のパソコンやスマートフォンで受講が可能な「eナスバ」もございます。

会場への移動や受講時間のお悩みを解決することが出来ますので、是非ご活用ください！

2. 受講手数料

1人3,200円（税・テキスト代含）

※当日受付にてお支払い下さい。現金のみとなりますので、釣銭のないようご協力願います。

※長崎県トラック協会会員事業者は受講料に関する助成があります。

詳細は所属の協会にて確認願います。

3. 受講対象者

- (1) 運行管理者として選任されている方のうち、2025年度実施の一般講習を未受講の方。
- (2) 2026年度中に初めて選任届をされた運行管理者の方。（※過去に基礎講習を受講していない方は基礎講習の受講が必要です。）
- (3) 2025年度及び2026年度中に死者又は重傷者を生じた事故（自動車事故報告規則第2条第3号に掲げる事故）を起こした営業所、又は輸送の安全確保違反による行政処分を受けた営業所の運行管理者全員。
- (4) その他、受講を希望される方。

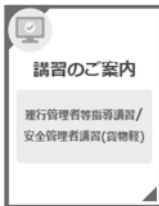
4. 当日の受付時間と講習時間

受付時間	講習時間
9:15～9:50	9:50～16:00 (1時間昼休憩含)

5. 予約方法

- (1) 2026年4月1日(水)よりインターネットでの予約開始となります。
- (2) ナスバのホームページ (<https://www.nasva.go.jp/>) から、インターネット予約システムにてご予約下さい。

①



のバナーより、インターネット予約システムに入ります。

② 申込後は「予約確認書」を印刷し、受講当日受付にご提出下さい。

※予約受付は先着順で、定員になり次第、予約受付が締め切りとなります。空き状況は随時予約システム上でご確認下さい。

6. 持ち物

- (1) 受講料金 (3,200円) (協会助成金の対象者以外)
- (2) 予約確認書
- (3) 筆記用具
- (4) 身分証明書 (マイナンバーカード、運転免許証等) ※受付時の本人確認に必要

7. 会場図

TBM 長崎ビル

〒850-0033 長崎市万才町7-1



アルカス SASEBO

〒857-0863 佐世保市三浦町2-3



NASVA

《一般講習に関するお問合せ先》

独立行政法人自動車事故対策機構 (ナスバ) 長崎支所
 〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル11階
 Tel: 095-821-8853



第4回総務委員会の開催状況について

去る3月3日(月)13時30分から、長崎市松原町「県ト協研修会館」において、委員9名が出席し、総務委員会を開催しました。

委員会は、事務局の開会で始まり、永野副会長の挨拶があり、議長に田川委員長を選出し、上程された議案について審議され、原案どおり承認されました。



塩塚副委員長・田川委員長



永野副会長



第5回理事会及び交付金運営委員会の開催状況について

日 時 令和8年3月17日(火) 12:25~13:05

場 所 長崎市松原町2651-3「県ト協研修会館」

出席者 馬場会長ほか27名

協議事項

- (1) 筒井副会長の辞任に伴う副会長の選定について
- (2) 令和7年度特別会計収支補正予算(案)について
- (3) 令和8年度事業計画及び予算(案)について
- (4) 新規加入事業者等の承認について
- (5) 令和7年度近代化基金融資推薦について
- (6) 定款第14条に基づく業務報告について
- (7) 令和8年度定時総会の開催日程について



馬場会長

報告事項

- (1) 青年部新成会物流出前授業開催状況について
 - (2) 「分散引越のお願い」広報啓発活動について
 - (3) イラン情勢に伴う影響等について(情報提供依頼)
 - (4) 「標準的運賃」に係る実態調査への協力依頼について
- その他



菅新副会長

理事会は、原野事務局長の開会と定足数の報告で始まり、議長に馬場会長を選出し、上程された議案について審議され、菅理事が新たな副会長に選定され、挨拶が行われた。その他については、原案通り承認されました。



協会永年勤続表彰規程による 表彰資格者の推薦について

協会表彰規程により、毎年、運転者及び一般従業員のうちから永年勤続表彰資格者を表彰することになっておりますので、会員事業所におかれまして下記により、表彰資格者を表彰資格者推薦書に記入のうえ、推薦方お願いいたします。

記

1. 資格要件

(1) 運転者

勤続年数が5年、10年、15年、20年に達した者

(2) 一般従業員（運転者以外の従業員）

勤続年数が7年、10年に達した者

2. 注意事項

(1) 以前表彰を受けた者は、同一年数では受賞できませんので、次の年数に達しているかを確認のうえ推薦して下さい。

(2) 提出期限までに推薦がなかった場合は、該当者がいないものとみなして処理します。

3. 提出期限

4月24日(金)までに県ト協（担当 本村）へ郵送またはFAX（095-839-8508）にてご提出ください。

※受賞が決まりましたら今年度の定時総会で表彰する予定です。



令和8年 月 日

(公社)長崎県トラック協会長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

電 話

記入者名

永年勤続表彰資格者推薦書

氏 名	職 種	勤 続 期 間	該当年数	備 考
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和8年3月31日	年	
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和8年3月31日	年	
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和8年3月31日	年	
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和8年3月31日	年	
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和8年3月31日	年	
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和8年3月31日	年	
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和8年3月31日	年	
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和8年3月31日	年	
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和8年3月31日	年	
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和8年3月31日	年	

1. 氏名は楷書で正確に記入し、「ふりがな」をつけてください。
2. 職種は「運転者」もしくは「一般従業員」のどちらかに○をしてください。
3. お預かりした情報(個人情報)については当該表彰に関する以外には使用いたしません。

運転記録証明書を活用した優秀安全運転事業所表彰について

3月3日(火)長崎県警と自動車安全運転センター長崎県事務所より、令和7年第三期優秀安全運転事業所に対する表彰式が行われました。この表彰式は、継続して安全運転管理に取り組み、無事故・無違反運転など優秀な成果を上げている事業所を表彰するもので、令和7年第二期は次の事業所が表彰されました。

【金賞】

ALSOK 長崎(株)警送支社運用第三課、南海産業(株)、(有)親和運送

【銀賞】

長崎運送(株)、久留米運送(株)諫早店、(有)尾上運送

【銅賞】

相互交通(株)川棚営業所、大進運輸(株)、壱岐運送(有)



全体

「外国人ドライバー採用セミナー」「自動点呼&物流DX機器展示会」の開催

令和8年2月19日(木)、長崎県トラック協会研修会館において「外国人ドライバー採用セミナー&相談会」および「自動点呼・物流DX機器展示会」を開催しました。

当日は県内の運送事業者を中心に多くの関係者が参加し、午前の部ではメーカー各社による業務前自動点呼に関する制度説明や、導入事例の紹介が行われました。

参加者からは、運行管理の効率化や安全管理の高度化に向けた具体的な運用方法について多くの質問が寄せられ、関心の高さがうかがえました。

午後の部では、特定技能制度を活用した外国人ドライバー採用に関するセミナーを実施し、公益社団法人 全日本トラック協会 経営改善事業部の坪田次長からの制度概要の説明と、登録支援機関各社からの受入れに向けた手続き、実際の採用事例などについて説明が行われました。

また、会場では自動点呼システムや物流DX関連機器の展示のほか、外国人材受入れや機器導入に関する個別相談会も併せて実施され、参加者は各ブースで担当者と熱心に情報交換を行っていました。

本協会では、今後も人材確保や業務効率化に資する情報提供の場を設け、会員事業者の支援に努めてまいります。



開催風景



実機展示（テールゲートリフタ）



全ト協 坪田次長



自動点呼活用セミナー

適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について

令和8年度に実施する適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修（講習）は下記のとおりです。

お申込については直接各実施機関へ行って下さい。

講習の受講料は無料（協会が全額助成）となりますが、各講習会の受講者数に制限がありますのでご注意ください。

◆適性診断（適齢・初任） *開催予定表 A

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②診断日：毎月（2月, 3月を除く）
- ③備考：特定の運転者（65才以上の運転者、新たに運転者として選任した者）が対象となる適性診断

◆初任運転者向け

・初任運転者特別指導講習会 *開催予定表 B

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②講習日程：2日間（年10回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）による座学（一部実車を用いた内容含む）での講習

・安全運転研修（初任運転者コース） *開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年7回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）及び安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

◆高齢運転者向け

・高齢運転者安全運転研修 *開催予定表 C

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校（西海市）
- ②講習日程：1日間（年1回開催予定）
- ③備考：高齢運転者における安全運転意識向上及び運転技術の改善を図るための講習

◆一般運転者向け

・安全運転研修（一般運転者コース） *開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年7回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目）及びより安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

◆添乗指導者向け

・添乗（同乗指導者研修） *開催予定表 E

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年1回開催予定）
- ③備考：運転者と同乗し、市街地走行などの運転行動を観察し指導ができる添乗者（同乗）育成のための研修

※おんが自動車学校で開催する研修（開催予定表D）では、一部内容が初任運転者、一般運転者の同時受講となります。

開催予定表

診断・講習種類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
長崎開催 (新西海)	A 適性診断（適齢・初任）	14・15	12・13	1・2	6・7	4・5	8・9	19・20	9・10	7・8	12・13
	B 初任運転者特別指導講習会	16~17	14~15	3~4	8~9	6~7	10~11	21~22	11~12	9~10	14~15
	C 高齢運転者安全運転研修						2				
福岡開催 (おんが)	D 一般・初任貨物運転者研修		16~17	20~21	18~19		12~13	10~11	7~8		16~17
	E 添乗（同乗）指導者研修						26~27				
	全ト協 一般・初任運転者研修	11~13		6~8				17~19	21~23		
	添乗・指導管理者研修				11~13						

※行事等により日程が変更となる場合があります。 ※全ト協指定コースについての詳細は協会へお問合せ下さい。

【お問い合わせ先】 長崎県トラック協会（担当：佐藤・川浪）：TEL 095-838-2281 / FAX 095-839-8508

新西海自動車学校（担当：横坂・植田）：TEL 0959-27-0136 / FAX 0959-27-1778

おんが自動車学校（担当：江頭・山口）：TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427



申 込 書

(適性診断・初任運転者特別指導講習)

(受 付 済 印)

申込日 令和 年 月 日

(フリガナ)
事業所名 (営業所名) _____

〒 _____

事業所住所 _____

申込責任者名 _____

連絡先 (TEL) _____ ※ (FAX) _____

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信 FAX をしますので必ずご記入下さい。

	フリガナ 受講者氏名	適性診断 (診断種類に☑) 受診日を記入	初任講習 (受講日を記入)	☆適性診断受診日時 (自動車学校記入欄)
	生年月日 (年齢)			
1	_____ 昭和・平成 年 月 日 (歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日) <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する (月 日 ~ 月 日) <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日 時 分開始
2	_____ 昭和・平成 年 月 日 (歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日) <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する (月 日 ~ 月 日) <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日 時 分開始
3	_____ 昭和・平成 年 月 日 (歳)	<input type="checkbox"/> 初任 <input type="checkbox"/> 適齢 (月 日) <input type="checkbox"/> 受診しない	<input type="checkbox"/> 受講する (月 日 ~ 月 日) <input type="checkbox"/> 受講しない	月 日 時 分開始

【実施場所】 長崎県トラック協会研修会館 (新西海自動車学校東長崎事務所)
所在地: 長崎市松原町2651-3

【適性診断お申し込みの方】

- ※「受診日時」は原則として申込順に自動車学校が決定し通知いたします。
- ※開始時間 10 分前にはお越しください。尚、時間に遅れた場合は受診できません。(受診時間は約 2 時間)
- 持参品 ①運転免許証 ②受診料金 事業所負担 1,000 円 (残りは県トラック協会の助成となります)

【初任講習お申し込みの方】

- 受付時間 8:30 ~ 9:00
- 講習時間 9:00 ~ 17:30
- 持参品 筆記用具、ヘルメット及び手袋 (2 日目のみ必要)
- その他
 - ・昼食(弁当)を希望される方は当日に受付いたします。
 - ・申込期限は、開催日2日前 (ただし、定員になり次第締め切りとなります)

☆ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

申 込 先



新西海自動車学校

※実施場所ではありませんのでお間違いないようお願いいたします

西海市西彼町上岳郷 1 2 3 8 - 3
TEL 0 9 5 9 - 2 7 - 0 1 3 6

FAX 送信先 0 9 5 9 - 2 7 - 1 7 7 8

高齢運転者安全運転研修申込書

(適齢診断のみのお申込みは、この用紙ではありません。)

令和 8 年 月 日

受付済印

事業所名

〒 -

事業所住所

申込責任者名

予約確認書を FAX しますので必ずご記入下さい。

(TEL)

(FAX)

	フリガナ	日頃乗務している 車両の種類 (該当するすべてに○印)	適齢診断の受診希望	☆後日、自動車学校 で適性診断の受診を 希望する場合は☑
	受講者氏名		研修当日、適齢診断の受診を希望するか☑ ※受診時間は約2時間	
	生年月日(年齢)			
1		大型・中型・準中型 ・普通・その他	<input type="checkbox"/> 研修当日の受診希望 (<input type="checkbox"/> 15:00～ <input type="checkbox"/> 16:30～) <input type="checkbox"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			
2		大型・中型・準中型 ・普通・その他	<input type="checkbox"/> 研修当日の受診希望 (<input type="checkbox"/> 15:00～ <input type="checkbox"/> 16:30～) <input type="checkbox"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			
3		大型・中型・準中型 ・普通・その他	<input type="checkbox"/> 研修当日の受診希望 (<input type="checkbox"/> 15:00～ <input type="checkbox"/> 16:30～) <input type="checkbox"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			

【実施日】 令和8年9月2日(水)

【実施場所】 新西海自動車学校

【研修時間等】 ●受付時間 9:00～9:30
●研修時間 9:30～15:00
●実施場所 新西海自動車学校
●その他 昼食(弁当)の希望有無は別途案内予定

- ・研修当日に適齢診断の受診を希望される場合、人数が限られていますので先着順といたします。
後日の受診日については、別途日程の打ち合わせをいたします。(適性診断の受診料は、一部事業所負担)
- ・「運転者に対して行う指導及び監督の指針」による適性診断の結果を踏まえて行う指導は含まれていません。
- ・ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

新西海自動車学校

西海市西彼町上岳郷1238-3

TEL 0959-27-0136

FAX 0959-27-1778

貨物自動車ドライバー等安全運転研修 申込書

【ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）用】

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

会社住所	〒 -		
会社名称			
営業所名			
代表者名			
担当者名		担当者携帯	
連絡先	TEL	FAX	

弊社（店）従業員に対する安全運転研修を下記のとおり計画いたしましたので、申込書を提出致します。

1. 希望コース（希望するコースを1つ選び、選択欄に○印を付けてください。）

No.	研修内容	選択欄(○印)
1	一般運転者研修 2日(13時間)	
2	初任運転者研修 2日(15時間)	
3	添乗(同乗)指導者研修 2日(13時間) ※初任運転者に対する特別な指導の実技20時間以上の市街地走行などの運転行動を観察し、助言指導ができるための研修	

2. 受講者及び研修コース

①希望研修コースは、**上記1の研修No.を記入**してください。

②受講者の日当交通費等については、助成の対象とはなっておりません。

フリガナ 受講者氏名	性別	年齢	生年月日	採用 年月日	希望研修コース		初任診断(希望者) 別途診断料が必要です
					研修No.	講習日	
	男	歳	年 月 日	年 月 日			希望する・しない 指導要領: 要・不要
	女	歳	年 月 日	年 月 日			希望する・しない 指導要領: 要・不要
	男	歳	年 月 日	年 月 日			希望する・しない 指導要領: 要・不要
	女	歳	年 月 日	年 月 日			希望する・しない 指導要領: 要・不要

※交通費助成申請 離島地区外: 5千円 離島地区(五島、上五島、杵岐、対馬): 1万円

【注意】

※ 研修1回あたり1事業者2名まで

※ 受講料(55,440円)に係る助成金は協会から研修機関へ、交通費助成は会員へ交付します。

※ 研修受講後は、速やかに実績報告書を提出して下さい。

※ お申し込みは、当申込書を講習日の10日前までに、下記の研修施設へFAXで提出してください。

・ **ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）FAX 093-293-2427**

※初任診断で指導要領(管理者用)が必要な場合は別途、発行料金(200円)をいただきます。

○事務処理欄(記入しないでください)

受付印

部会だより

女性部会 新春懇談会の開催状況について

令和8年2月26日(木)12時から、女性部会は諫早市宇都町「ホテルグランドパレス諫早」において、新春懇談会を開催し、会員12名が出席しました。

懇談会は、金子副会長の司会進行のもと井石会長の挨拶で始まり、菅副会長の乾杯の発声の後、和やかな雰囲気の中活発な情報交換が行われるなど、盛況のうちに平岡副会長の挨拶で終了し、出席者一同懇親を深めました。



井石会長



令和7年度5部会合同研修会の開催状況について ～長崎刑務所スタディツアー～

去る令和8年3月9日(月)長崎刑務所(諫早市小川町)において、長崎県トラック協会青年部新成会(境 竜馬会長)食料品部会(松尾 康平部会長)、引越専門部会(塩塚 敬部会長)、女性部会(井石 八千代会長)、重量部会(古川 智憲部会長)は、合同で標記研修会を開催しました。

この研修会は社会貢献活動および人材不足解消の選択肢の一つとなり得る出所者雇用についての理解を深める目的で行ったもので、5部会の部会員のほか、行政機関や、矯正就労支援情報センター(コレワーク九州)の呼びかけにより集まった他業種や出所者雇用の経験を持つ事業者など約100名が参加しました。

研修会では、縫製工場やバーベキューコンロなどを製造する工場などでの作業の様子を見学後、コレワーク九州の担当者より、就労支援に向けた取り組みについてなどの説明がありました。説明の中では、再犯者の約7割が無職である実態が紹介され、再犯を防ぎ新たな被害者を生まないためには、出所者への就労支援が不可欠であることが強調されました。

その後、参加者・刑務所職員・出所者雇用経験を持つ事業者がグループを構成し意見交換を行い、刑務所の収容状況や雇用における課題、受け入れの現状について、現場の声を交えた率直な意見が交わされ、大変貴重な機会となりました。

部会では今後もこうした様々な研修会を行っていく予定です。



私は交通事業に従事する従業員の一人として、日々、交通安全に努めております。交通に関わる仕事は、時間管理やルート最適化など多くの要素が求められますが、何よりも最優先すべきは「安全運転」です。どれだけ業務を効率よく進めたとしても、事故を起こしてしまえばすべてが水の泡になってしまいます。安全はあらゆる業務の土台であり、責任そのものだと私は考えています。

私たちの現場では、安全運転を徹底するために、日頃からさまざまな取り組みがなされています。中でも、私が特に有効だと感じているのが「危険マップ」の作成と活用です。これは、各運転手が運転中に気づいた危険箇所やヒヤリ・ハットの経験を地図上に落とし込み、全員で情報を共有する仕組みです。たとえば「この交差点は右からの飛び出しが多い」「この道は朝に逆光になって見えづらい」など、運転中の感覚や注意点を細かく記録し、それを見える化することで、安全意識を高める手助けとなっています。

こうした情報は、毎朝の朝礼で支店長から全員に共有されます。直近で報告された危険箇所や、最近の事故例、それに対する対応策などが具体的に伝えられ、日々の運転の際に活かせるようになっていきます。私はこの朝礼での情報共有の場をとっても大切にしています。単に地図を見るだけでなく、支店長の説明や同僚たちの声を通じて、現場の“空気”を感じ取り、より現実味を持って危険を認識することができるからです。

ある日、朝礼で「通学時間帯に、自転車の飛び出しが多い」と共有された地点を通過する予定がありました。私はその情報をしっかりと頭に入れ、いつも以上に減速して周囲に注意を払いながら走行しました。すると実際に小学生が急に飛び出してきたのです。幸い、スピードを落としていたため余裕をもって停止でき、事故には至りませんでした。この経験から、事前情報の重要性と、共有することの大切さについて、身をもって学びました。

また、安全運転において忘れてはならないのが、「慣れによる油断」です。毎日のように同じルートを走っていると、無意識のうちに「今日も大丈夫だろう」という過信が生まれがちです。しかし、事故はまさに「慣れた道」で発生

しやすいものです。たとえば、いつも通る交差点で歩行者が急に飛び出してきたり、路肩に停車していた車が突然動き出したりというような、“予想外”は常に起こり得ます。だからこそ私は、「同じ道でも、毎日が初めてのつもりで運転する」ことを心がけています。

もうひとつ、無事故を支える大きな柱が「職場の風土」です。私たちの職場では、運転中に感じた危険や気づきを気軽に報告し合える雰囲気があります。上司や同僚に対して「こんなことがあった」と話すことが当たり前になっており、それが危険マップや朝礼の情報共有にも反映されています。「情報を出し合うのは、自分のためだけでなく、仲間のためでもある」という意識が自然と根付いているのです。こうした風通しのよさ、チームで安全を守る文化こそが、事故防止において最も力強い要素だと私は感じています。

交通事故は、たった一瞬の判断ミス、たった一度の見落としから発生します。しかし、その結果は重大で、時には人の命に関わることさえあります。だからこそ私は、「万が一」を常に想定しながら、慎重に運転を重ねています。信号が青になってもすぐには発進せず、一呼吸置いてから左右を確認する。見通しの悪い道では速度を落とし、いつでも停止できるように構えておく。バック時には目視確認を欠かさず、少しでも不安があれば一度降りて状況を確認する。そうした「基本

に忠実な行動」こそが、私たちの命と信頼を守る鍵だと確信しています。

私にとっての無事故の秘訣とは、「チームで作る安全」と「当たり前を徹底すること」に尽きます。一人ひとりの注意力には限界がありますが、仲間の経験や気づきを取り入れることで、見落としを補い、危険をより広い視野でとらえることができます。そして、その情報を惜しみなく共有し合える環境があるからこそ、私たち全体の安全意識が維持・向上されているのです。

これからも私は、日々の運転に真摯に向き合い、仲間と協力しながら、無事故・無違反を継続していきたいと考えています。交通の仕事に携わる者として、「安全こそ最大の価値」という思いを胸に、これからも確実に一歩一歩を進めていきたいと思っております。

ドライバー体験記

私と交通安全、無事故の秘訣

(中部) 駿遠運送(株)

東陽之





令和8年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

標記の件について、厚生労働省労働基準局より陸災防本部を通じて通知がありましたのでお知らせいたします。

基安発0319第5号

令和8年3月19日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

令和8年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

職場における熱中症予防対策については、平成29年から「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各災防団体等と連携して熱中症予防対策に取り組むとともに、令和7年6月に施行された労働安全衛生規則の遵守を図ってきたところです。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況（令和7年12月末速報値。別紙参照。）を見ると、死亡を含む休業4日以上死傷者数は1,681人、うち死亡者数は15人となっています。死亡者数は減少したものの、死傷者数は前年比約4割の大幅な増加となっており、業種別にみると、製造業337人、建設業278人、商業221人、運送業201人、警備業186人となっており、死傷者数については、全体の約4割が建設業と製造業で発生しています。また、死亡者数は、建設業が最も多く、警備業が続きます。熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例や、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している者への配慮を行っていなかった事例も見られました。これを踏まえ、熱中症予防対策のさらなる推進のため、厚生労働省では、本年3月に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定したところです。

については、令和8年の本キャンペーンを、別添の令和8年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施します。

厚生労働省においては、要綱の7(1)の事項について実施することとしておりますが、貴会におかれましては、要綱の7(2)の事項の推進により、効果的な熱中症予防対策を実施していただきますようお願いいたします。なお、要綱の7(2)の各事項の推進に当たっては、厚生労働省の職場における熱中症予防対策を一元的に情報提供するポータルサイト等を活用することができます。

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和8年5月1日から9月30日まで（準備期間：4月、重点取組期間：7月）主唱：厚生労働省、労働災害防止団体等

令和6年・7年における熱中症死亡災害（陸運業）

発生日	業種	年代	気温℃	事案の業務・作業概要
R6.7	陸上貨物取扱業	30歳代	33.2	倉庫作業員。倉庫内で、電線ドラムのピッキング作業中。
7	一般貨物運送事業	50歳代	36.0	長距離の貨物輸送ドライバー。トラックへ建設資材の積み込み作業中。
7	一般貨物運送事業	60歳代	35.7	ダンボールの配送業務ドライバー。フォークリフトの横に仰向けに倒れていた。
8	陸上貨物取扱業	40歳代	39.3	倉庫作業員。倉庫内で自動車部品の容器への詰め替え作業中。
8	特定貨物自動車運送業	60歳代	32.6	ガスボンベの輸送業務ドライバー。ガスボンベをプラットフォームに下ろし作業中。
R7.8	一般貨物運送事業	50歳代	33.6	ドライバー。GSで、タンクローリー積載の燃料油を地下タンクへ移送作業中。

熱中症とは

熱中症は、高温多湿な環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調整機能がうまく働かないことにより、体内に熱がたまり、筋肉痛や大量の発汗、さらには吐き気や倦怠感などの症状が現れ、重症になると意識障害などが起こります（図）。

気温が高い、湿度が高いなどの環境条件と、体調が良くない、暑さに体が慣れていないなどの個人の体調による影響とが組み合わされることにより、熱中症の発生が高まります。

また、屋外で活動しているときだけでなく、就寝中など室内で熱中症を発症し、救急搬送されたり、不幸にも亡くなられたりすることもある恐ろしい疾患です。

図 【熱中症の症状と分類】

分類	症状	重症度
I度	めまい・生あくび・失神（「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、「熱失神」と呼ぶこともある。） 筋肉痛・筋肉の硬直（筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴う。発汗に伴う塩分（ナトリウム等）の欠乏により生じる。これを「熱痙攣」と呼ぶこともある。） 大量の発汗	小 ↓ 大
II度	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感（体がぐったりする、力が入らないなど）があり、従来から「熱疲労」と言われていた状態である。） 集中力や判断力の低下	
III度	意識障害・痙攣・手足の運動障害（呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクと引きつけがある、真直ぐに走れない又は歩けないなど。）	
IV度	高体温（体に触ると熱いという感触がある。従来から「熱射病」や「重度の日射病」と言われていたものがこれに相当する。）	

作業に関して次の対策をとりましょう

作業時間の短縮等	作業の休止時間や休憩時間の確保
暑熱順化	計画的に体を暑さに慣らし、汗をかきやすくなる期間を設ける
プレクーリング	作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制
水分及び塩分の摂取	水分及び塩分の作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取
服装による身体冷却	透湿性・通気性の良い服や身体を冷却する機能を持つ服の着用
作業中の巡視	高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、健康状態を確認

健康に関して次のことに注意しましょう

熱中症になる人の多くは、発症の当日または前日に、睡眠不足や食欲低下、下痢、風邪のような症状、だるさといった軽い体調不良が見られます。こうした不調に暑さが重なることで、急激に重症化するケースが少なくありません。

そのため、健康診断の結果に基づく対応だけでなく、作業前に「いつもと体調が違わないか」を確認すること、そして日頃からの体調管理がとても重要です。

熱中症の教育の実施と異常時の措置

- ① 熱中症の予防に必要な対策について、熱中症予防管理者、作業管理者、作業従事者に必要な教育を行うことが必要です。
- ② 熱中症が疑われる症状が見られた場合は、周囲の人がすぐに作業を中断させ、必ずその場から離して休ませること。涼しい場所へ移動し、体を冷やしながら、水分と塩分を補給させることが重要です。

また、以下のような症状の場合は、ためらわずに救急車を呼ぶか、医師の診察を受けさせてください。

- ・ 意識がなく、呼びかけに応じない、返事がおかしい、全身が痛いなどの場合
- ・ 意識があるが水分を自力で摂取できない場合
- ・ 意識があり、水分を自力で摂取できるが熱中症の症状が回復しない場合



熱中症で注意すること

● 暑さの感じ方は人によって異なります！

体調や暑さに対する慣れなどが影響して、暑さに対する抵抗力（感受性）は個人によって異なります。自分の体調の変化に気をつけ、暑さの抵抗力に合わせて、万全の予防を心がけましょう。

● 高齢の方は特に注意が必要です！

熱中症患者の多くは高齢者です。高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する体の調節機能も低下しています。

のどの渇きを感じていなくてもこまめに水分を補給し、暑さを感じなくても扇風機やエアコンを使って温度調整をするように心がけましょう。

● まわりが協力して、熱中症予防を呼びかけ合うことが大切です！

一人ひとりが周囲の人に気を配り、熱中症の予防を呼びかけ合うことで、発生を防ぐことができます。



発注者及び作業場所管理者による配慮

夏場の作業は、屋内・屋外問わず熱中症対策が必須です。

発注者は無理のない工期・費用に配慮し、休憩や水分補給が必要であることを理解しましょう。

作業場所管理者は、発症時に迅速に連絡・対応できる体制を整え、休憩場所の確保にも協力することが大切です。

また、受注者は休憩が必要となる可能性を、事前に関係者へ伝えておきましょう。

作業員自身も、緊急連絡先などを携帯し、万一に備えることが重要です。

熱中症参考サイト

- 職場における熱中症予防情報 <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
- 働く人の今すぐ使える熱中症ガイド https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133_00001.html
- 熱中症ゼロへ <https://www.netsuzero.jp/>

※※※技能講習情報※※※

技能講習は、下記の機関で行われています。

○フォークリフト技能講習

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
長崎クレーン学校 (あたご自動車学校)	長崎市	095-824-4910 http://nagasaki-crane.com/
新西海自動車学校	西海市	0959-27-0136 http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html
キャタピラー九州 長崎教習センター	諫早市	0957-25-3735 http://kyushu.jpncat.com/cmot_kyu/index2.html
島原フォークリフトスクール (島原自動車学校)	島原市	0957-62-5271 http://shimabara.co.jp
五島クレーン学校 (五島自動車学校)	五島市	0959-73-5590 http://gotoo-crane.com

○ショベルローダー等運転技能講習(長崎県内では実施している機関はありません)

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
陸災防佐賀県支部	佐賀市	0952-30-1601 http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html

○はい作業主任者技能講習等 県内では「長崎クレーン学校」が実施

※その他、長崎クレーン学校で行われている講習 〒850-0945 <http://nagasaki-crane.com/>

フォークリフト
玉掛け
高所作業車
小型移動式クレーン

長崎市星取1丁目1-28
電話:095-824-4910

※ 陸災防福岡及び陸災防佐賀でも「はい作業講習」が開かれています。
(福岡 Tel:092-431-1604 佐賀 Tel:0952-30-1601)

※安全衛生教育(現在、長崎県内では実施している機関はありません)

○フォークリフト運転業務従事者安全教育
○作業指揮者講習
○積卸し作業指揮者に対する安全教育

すべて陸災防福岡県支部で行われています

陸災防福岡県支部
092-431-1604 http://www.rikusaibou-fukuoka.com/

まずは、各機関にお問い合わせください

※陸災防長崎県支部は、技能講習を行っていません。

修了証再発行業務も行っていません(受講履歴の問い合わせは可能です)



修了証明書(統合カード)を下記の機関で交付しています。

技能講習修了証明書発行事務局 〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 Tel:03-3452-3371、3372 Fax:03-3452-3349

高齢者の労働災害防止の推進 労働安全衛生法改正の主なポイント②

本誌では、令和7年5月14日に公布された労働安全衛生法改正のポイントを解説しています。
本年4月1日に施行される高齢者の労働災害防止の推進に関し、2月10日付けで「高年齢者の労働災害防止のための指針」が公示されましたので、同指針について解説します。

高齢者の労働災害防止の推進 [施行期日：令和8年4月1日]

事業者の努力義務化

事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされました（安衛法第62条の2第1項関係）。そして、高年齢労働者の労働災害防止に必要な作業環境の改善、作業管理などの必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとされており、指針は、本年2月10日に公表され4月1日から施行されます。

この指針においては、事業者は、各事業場における高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な高年齢者労働災害防止対策に積極的に取り組むことが必要であるとされています。

職場環境の改善

手すりの設置や段差の解消、作業場所の照度確保や、重量物を取り扱う際の身体負荷を軽減する補助機器の導入、作業台の高さ改善など高年齢者の身体機能の低下を補うための設備や装置などの改善を行うこと、特に「暑熱作業への対応」については、一般に、高年齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する身体の調節機能も低下していることから、涼しい休憩場所を整備し利用を勧奨するとともに、作業の休止時間及び休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での作業を連続して行う時間を短縮するよう努めること、脱水症状を生じさせないよう意識的な水分補給を推奨することとされています。

健康管理

「健康状況の把握」においては、労働安全衛生法で定める雇入時及び定期の健康診断を確実に実施し、健康診断結果の高年齢者への通知に際しては、産業保健スタッフから健康診断項目毎の結果の意味を丁寧に説明する等、高年齢者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施することが望ましいこととされています。

業務の適正化

「高年齢者の状況に応じた業務の提供」としては、高年齢者の体力の状況を客観的に把握し、その体力に合った作業に従事させるとともに、高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に行うこと、「高年齢者に対する安全衛生教育」については、法令に基づく教育を確実にいき、高年齢者が自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながることを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが望ましいとされています。

その他

運輸業は、危険有害業務を伴う労働災害リスクの高い業種としてあげられており、運転適性の確認を重点的に行うことが例示されています。

高年齢者が安心安全に働く職場環境の整備に意欲のある中小企業における取組を支援する補助制度も活用して、職場環境の改善を図ることが望まれます。

高年齢者の労働災害防止のための指針概要

第1 趣旨

労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもの。

第2 事業者が講ずべき措置

以下の1～5に掲げる事項について、各事業場における高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要である。

1 安全衛生管理体制の確立等

- 経営トップによる方針表明及び体制整備
 - 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
 - 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。
- 高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施
 - 高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

2 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - 高年齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
- 高年齢者の特性を考慮した作業管理
 - 筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

3 高年齢者の健康や体力の状況の把握

- 健康状況の把握
 - 労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施すること。
- 体力の状況の把握
 - 高年齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。
- 健康や体力の状況に関する情報の取扱い
 - 「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

4 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- 個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置
 - 健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。
- 高年齢者の状況に応じた業務の提供
 - 高年齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。
 - 高年齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。
 - 高年齢者の治療と仕事の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。
- 心身両面にわたる健康保持増進措置
 - 集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。
 - 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」等に基づく取組に努めること。

5 安全衛生教育

- 高年齢者に対する教育
 - 法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高年齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。
- 管理監督者等に対する教育
 - 管理監督者等に対し、高年齢者特有の特性と高年齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

第3 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。

第4 国、関係団体等による支援

事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること。

職場のメンタルヘルス対策、高齢者の労働災害防止対策に係る 改正労働安全衛生法Q&A

Q 1 高齢者の労働災害防止対策の推進とは何ですか？

A 1

- ◆ 労働災害による休業4日以上死傷者数に占める60歳以上の高齢労働者の割合は30.0%となっています。休業見込期間をみると年齢が上がるにしたがって長期間となっています。
- ◆ 高齢者の災害発生率の増加は、個人によりばらつきはありますが、労働災害発生のリスクに、加齢とともに進む筋力やバランス能力等の身体機能や身体の頑健さの低下が付加されていることが大きいと考えられます。
- ◆ 改正労働安全衛生法では、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理、健康状況・体力の状況の把握、安全と健康の視点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること、法令に基づく教育等を確実に行うことなどが事業者の努力義務とされました。
- ◆ 高齢者が安心して、安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと、筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うことが事業者に求められます。

Q 2 エイジフレンドリー補助金とはどのようなものですか？

A 2

- ◆ 高齢労働者の労働災害防止の対策のための、機器の購入、設備や施設の工事、専門家による指導を受けるなどの取組にかかる経費が補助されるものです。この補助金の交付を受けるためには、申請後、交付決定された後に、決定に従って、機器の購入、設備等の工事や専門家による指導を発注するなどの取組を実施する必要があります。交付決定日より前に購入や発注をしていた場合は、補助金が支払われません。
- ◆ 次のような環境改善設備等の導入が補助の対象となります。
 - ① 2m未満の高い場所における作業を行うための「高所作業台」に、囲いや手すりが付属した昇降装置を設置する場合。
2m以上の高さにおける高所作業を行う高所作業車等は補助の対象外です。
 - ② 自社の社員が利用する通路における積雪や気象による凍結を防止するための「電熱マット」等の凍結防止装置の設置。
 - ③ 熱中症対策として、「スポットクーラー」や「ミストファン」等の機器を導入する場合。体温を下げるためや、飲み物を冷やすための保冷剤の購入は補助の対象外です。
 - ④ 熱中症のリスクの高い暑熱作業のある作業場及び屋外作業において使用する電動ファン付き作業服（体温を下げる機能があるもの）の購入。
- ◆ 令和8年度の申請等の詳細は、エイジフレンドリー補助金事務センターのホームページ (<https://www.jashcon-age.or.jp>) をご覧ください。

令和7年度「ブロック支部長・事務局長会議」を開催 本部から「令和8年度事業計画(素案)」等を説明

令和7年度の「ブロック支部長・事務局長会議」が、各支部長、事務局長及び本部役職員が出席して開催されました。

会議では、本部事務局から「令和7年度業務実施状況の概要」、「令和8年度事業計画(素案)」、「陸上貨物運送事業労働災害防止規程の変更」及び「今後の改正労働安全衛生法の施行予定」等について説明を行いました。各支部から様々な意見や質問が挙がり、活発な意見交換が行われました。

開催地労働局からはご来賓として局長、幹部の皆様にご出席賜りご挨拶をいただくとともに、行政における課題、労働災害発生状況等について、丁寧にご説明をいただきました。

ブロック支部長・事務局長会議でいただきましたご意見等を踏まえ、事業計画(案)等を作成し、3月24日開催の第30回理事会に諮った上で、6月の令和8年度通常総代会に上程することとしております。

令和7年度ブロック支部長・事務局長会議一覧

ブロック	開催月日	開催地	来賓
北海道・東北	2月9日	福島	福島労働局 岡田 直樹 局長 齋藤 勝 健康安全課長
関東・甲信越	3月2日	東京	東京労働局 増田 嗣郎 局長 川又 修司 労働基準部長 三浦 玲 安全課長
東海・北陸	2月17日	福井	福井労働局 石川 良国 局長 澤井 乙夫 健康安全課長
近畿	2月2日	大阪	大阪労働局 高橋 秀誠 局長 三輪 和生 安全課長
中国・四国	2月25日	広島	広島労働局 宮原真太郎 局長 藤本 泰彦 健康安全課長
九州・沖縄	2月12日	長崎	長崎労働局 倉永 圭介 局長 松野 明広 労働基準部長



関東・甲信越ブロック支部長・事務局長会議全景



中国・四国ブロック支部長・事務局長会議で説明を行う横尾専務理事

陸運と安全衛生 No.687



北海道・東北ブロック支部長・事務局長会議
岡田福島労働局長、齋藤健康安全課長



関東・甲信越ブロック支部長・事務局長会議
増田東京労働局長、川又労働基準部長、三浦安全課長



東海・北陸ブロック支部長・事務局長会議
石川福井労働局長、澤井健康安全課長



近畿ブロック支部長・事務局長会議
高橋大阪労働局長、三輪安全課長



中国・四国ブロック支部長・事務局長会議
宮原広島労働局長、藤本健康安全課長



九州・沖縄ブロック支部長・事務局長会議
倉永長崎労働局長、松野労働基準部長

陸災防の動き

- 2月 ・ 令和7年度ブロック支部長・事務局長会議
- ・ 全日本トラック協会との意見交換会 2月19日
- ・ 厚生労働省安全衛生部との意見交換会 2月20日

災害事例
と
その対策

キャリアカーへの積載等は 作業前の安全確認を確実に!!

キャリアカー（車両運搬車）は、乗用車や小型トラックなどの車両を積載・運搬する専用のトラックで、一度に複数台を効率的に運ぶ役割を担っています。荷台の構造は、車両を載せる「スロープ」や「昇降装置」、「固定器具」などを備えた2段式のデッキ(荷台)構造が多くみられます。しかし、近年、ドライバーがデッキ上の移動中や車両の固定作業時に、地面に転落して頭部等に骨折を負うなどの重篤な労働災害が発生している状況にあります。

1 事業の種類：道路貨物運送事業

(従業員数50人未満)

2 発生日時：7月 午前10時頃

3 発生場所：荷主構内

4 被災者：貨物自動車運転者

45歳 男性

経験年数 期間 6年

5 傷病の程度：肩、上腕部骨折 休業8か月

6 災害発生状況

- (1) 被災者は、単独で、乗用車4台を運搬すべく、キャリアカー（最大6台積載）を運転して、荷主構内の指定された駐車場に向かった。
- (2) 到着後、被災者は乗用車を載せるために、下段のデッキ上でスライド装置やウィンチ、ワイヤロープなどの固定装置などの点検を行った。
- (3) 次に、上段のデッキをスライドさせて、上段のデッキ上に移動し、前方からタイヤストッパー、ラッシングベルト、セットピンなどの点検を開始した。
- (4) そして、後方部の点検を行うため、デッキ上を移動していたところ、降雨でデッキ等が濡れていたため、足元が滑って身体のバランスを失い、約2.5m下の地面に墜落して肩、上腕部を骨折し被災した。なお、保護帽（墜落時保護用）は着用していた。

7 推定される災害の原因と問題点

- (1) キャリアカーの荷台は、上下に稼働する鉄製のデッキや固定装置などを有した特殊な構造である。そのため、荷台内の移動、点検作業等は、墜落や転倒等による災害などの危険性が非常に高い作業である。
- (2) 降雨で滑りやすい状況であったにもかかわらず、足元等を十分に確認せずに移動していたものと考えられる。
- (3) 社内規定には安全靴の使用は示されておらず、各自の判断に委ねられていたことから、耐滑性の高い安全靴などは使用していなかった。
- (4) 車両の積載の手順や取扱い方法については、詳細に作業手順が示され、視聴覚教育も行われていたが、当該作業から生じる危険リスクへの安全対策等に関して具体的に示された規定などはなかった。

8 再発防止対策

- (1) キャリアカーの荷台上での移動、点検等では、高さが2mを超える作業場所もあり、墜落等による災害の危険性が高いため、事前に墜落制止用器具を取り付ける設備を設けるとともに、当該作業に従事するドライバー等には、墜落制止用器具の着用を義務付けることが必要です。
- (2) また、降雨などの気象状況により、デッキ等は滑りやすく、固定装置との接触などの恐れもありますので、耐滑性の高い安全靴や膝下を保護する「脛当て」の着用などの対策も重要となります。
- (3) 社内で規定された作業標準や作業手順書は、直近の災害事例等により、その都度、若しくは一定期間ごとに見直しをすることが、リスクの低減に直結します。そして、その作業手順に基づいた実地教育等を繰り返し実施し、基本動作の励行を持続させ、労働災害の未然防止につなげましょう。

九州トラック交通共済ご加入のおすすめ

九州トラック交通共済は、組合員の皆様のご支援を賜り、経営基盤を確立してまいりました。そして、相互扶助に基づく協同組合の精神を事業運営の根本において、これからも多くの組合員様に事業の利用や運営にご参加いただき、共済の輪を広げていきたいと考えております。自動車共済をご検討の事業者様は是非ご相談ください。



九ト交協の取扱商品

自動車共済

～対人・対物・搭乗者・車両共済の4商品と納得の割引制度～

最大70%の優良割引

デジタコ搭載車は2%割引 (対人共済・対物共済)

掛金を一括で支払うことによる**一括払割引**

一括払額	一括払割引率
100～300万円未満	2%
300～500万円未満	3%
500万円以上	5%

事業用車両5台以上のご加入で**一括契約割5%**

契約台数に応じた**多数契約割引**!!

契約車両数	多数契約割引率
10台以上～29台以下	2%
30台以上～69台以下	4%
70台以上～99台以下	6%
100台以上～149台以下	8%
150台以上	10%

※新たにご加入の場合、他の損害保険会社等で適用されている割引を引き継ぐことができます!!

自賠償共済

～長崎県下11社の代理店～

損害保険

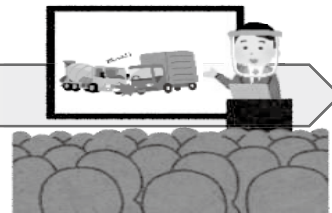
～運送業者貨物賠償責任保険等、事業を取り巻く様々なリスクに対応～

九ト交協の充実の制度

事故防止活動

～事故防止のことはおまかせください～

- ◆各事業所様のご希望を事前に伺い、教材を使用しながら事故防止の個別講習
- ◆初任運転者・事故惹起運転者への特別指導講習 ◆事故防止DVDの貸し出し
- ◆講習による事業者様のGマーク取得支援活動



利用分量配当

～支払いの実績により配当金があります～

組合の決算の結果、剰余金が得られた場合にお預かりした掛金とお支払いした共済金から利用分量配当を算出して契約組合員に配当します。(配当にあたり事業年度中の損害率など一定の条件があります。)



安心のロードサービス

～故障時の搬送費用も対象です～

ご契約車両(構内専用車、2輪車、原動機付自転車、特殊車両を除く)が事故故障により自走不能となった場合、最大50万円(一部自己負担金あり)のレッカー搬送費用を負担いたします。



九州トラック交通共済協同組合 長崎支所

〒850-0051
長崎県長崎市西坂町2-3 長崎駅前第一生命ビルディング6階
電話番号 095-808-0090 FAX番号 095-808-0127 (担当 田崎)

ご不明な点がございましたら
ご遠慮なくお問合せください。

～自動車共済～ INFORMATION

■ 車両共済にご加入されると安心です

車両共済について

共済契約車両が衝突・転落・火災・盗難など、偶然な事故によって損害を被った場合に、共済金をお支払いします。

～主な補償内容～

車同士の衝突



電柱などと衝突



飛び石などの飛来物



当て逃げ



火災・爆発



台風・洪水・高潮



転覆・転落



盗難



こんなときに役に立ちます

CASE 1

■ 事故に関する修理費用



先日国道をまっすぐ進んでいた時に、コンビニから出てくる車にぶつけられました。当然相手から修理費用を全額補償してもらえると思ってたけど、うちの会社にも過失が2割あるといわれて、その分の修理費用を支払ってもらえませんでした。これまで、車両共済の加入はしていませんでしたが、更新手続きのときに車両共済に加入していたので共済を使って修理ができた助かりました。

CASE 2

■ スムースに相手から賠償金が支払われない場合



この間、居眠り運転でセンターラインオーバーしてきた車と衝突して大切なトラックが大破してしまいました。相手が賠償してくれると思ってたら、保険に加入していないし、すぐには高額な修理費用の支払いはできないってことで困り果ててました。組合に相談したら、「車両共済に加入しているから修理費用の支払いができる」ってことで、高額な修理費用の悩みがなくなりました。

車両共済のご加入についてぜひご検討ください！！

九州トラック交通共済協同組合

諫早トラックステーション ご案内

ISAHAYA TRUCK STATION

★客室 全室バス・トイレ・エアコン・テレビ付

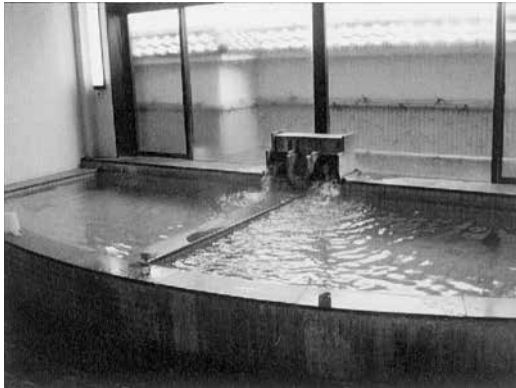


シングルルームで広めの部屋もご用意しております
宿泊料金

- ・一般 8,700円(税込)
- ・諫早TS会員 6,500円(税込)「朝食付」
(入会金 500円)
- ・トラック協会会員 5,000円(税込)

チェックイン 15時(24時間受付)
チェックアウト 翌10時

★大浴場 ミネラルバランスのとれたお湯でリフレッシュできる大浴場です!



料金 大人 520円(税込)「小学生以下無料」
ご利用時間 12時～22時まで(冬季10月～4月)
9時～22時まで(夏季5月～9月)

★シャワールーム(女性専用)

料金 100円で7分間
ご利用時間 12時～22時まで

★レストラン 安くボリュームたっぷりのお食事をお楽しみください!



7時～20時30分までご利用できます
(オーダーストップ 20時)
※土・日曜日のみ14時30分(オーダーストップ 14時)

主なメニュー

- 長崎ちゃんぽん……………930円(税込)
- トルコライス……………1,400円(税込)
- かつ丼……………1,030円(税込)
- 中華飯……………900円(税込)
- トンカツ定食……………1,400円(税込)
- カツカレー……………1,100円(税込)

各種定食・丼物・中華など豊富に
取り揃えております

★施設内容

運行管理センター・レストラン81席・宿泊室22室・大浴場・休憩室
女性用シャワー室・自動販売機コーナー・コインランドリー(24時間営業)

駐車場

- 大型トラック(トレーラ含) …… 40台
- 中型トラック…………… 5台
- 小型トラック・普通自動車 …… 29台

アクセス

諫早駅より長崎方面へ約3km
(34号線貝津団地入口)

〒854-0063 諫早トラックステーション
長崎県諫早市貝津町1051-12
TEL 0957-26-8228 FAX 0957-26-8236

教材用DVD貸出申込一覧表

当協会では、トラックドライバーの安全教育に役立つよう下記のとおり教材用DVD等を用意しております。職場内研修等に是非ご活用ください。(貸出中の場合がありますので事前にお問い合わせください)

《申込先》(公社)長崎県トラック協会(担当 本村) TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

☛ご希望の教材に○印をお願いします ※★は新たに追加したDVDです

分類	○印欄	No.	題 名	時 間	メディア	貸出可能数	
ドライバー教育		1	初任運転者のためのトラックの安全運行 第1巻 ～トラックドライバーの心構えと心得～	21分	DVD	3	
		2	初任運転者のためのトラックの安全運行 第2巻 ～トラックの構造的特徴と安全運転～	18分	DVD	3	
		3	初任運転者のためのトラックの安全運行 第3巻 ～心と体と安全運転～	21分	DVD	3	
		4	初任運転者のためのトラックの安全運行 第4巻 ～危険予測運転の基本～	21分	DVD	3	
		5	中型貨物車の安全知識	26分	DVD	1	
		6	大型トラックの安全運転	18分	DVD	2	
		7	大型貨物車の安全運転	38分	DVD	2	
		8	エコドライブで安全運転 ～省エネ運転のススメ～	22分	DVD	2	
		9	ヒヤリをなくして安全運転 ～ヒヤリハット報告検討会の記録～	22分	DVD	2	
		10	トラック運転者のための安全運転のポイント	30分	DVD	1	
		11	巻き込み事故 トラックの左折と死角	54分	DVD	1	
		12	ドラレコ映像で学ぶ! 事故の原因と対策	52分	DVD	1	
		13	ドライブレコーダーからの警告!	25分	DVD	1	
		14	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル	26分	DVD	1	
		15	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル(応用編)	29分	DVD	1	
		16	大丈夫ですか? 高速道路の落下物	18分	DVD	1	
		17	絶対にダメ! 飲酒運転	21分	DVD	1	
		18	高齢者を交通事故の被害者としないために!		DVD	1	
		19	その時あなたにできること ～交通事故現場における応急救護処置～	20分	DVD	1	
		20	目指せ! 危険物輸送のスペシャリスト～移動タンク貯蔵所の安全対策～		DVD	1	
	点検整備・運行管理		21	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ①一般道路編	22分	DVD	1
			22	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ②高速道路編	20分	DVD	1
		23	日常点検及び雪道対策(大型トラック編・小型トラック編)		DVD	6	
		24	大型トラック・バス 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて	27分	DVD	2	
		25	トレーラ日常点検	15分	DVD	1	
		26	トレーラ定期点検整備のすすめ より安全なトレーラ運行を目指して		DVD	1	
		27	運行管理者の責務と職務 ～安全輸送は私が守る～		DVD	1	
		28	一人で行える日常点検	17分	DVD	1	
		29	やっていますか安全点呼	18分	DVD	1	
		30	確実な点呼の実施方法 確認内容および留意点について	30分	DVD	2	
		31	ストップ! 車輪脱落事故 ～タイヤ交換作業の手順と方法～		DVD	2	
健康管理		32	事業用運転者における睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニングの重要性		DVD	1	
		33	睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療	24分	DVD	1	
		34	熱中症はこわくない!	30分	DVD	1	
		35	受けよう、活かそう! ストレスチェック	15分	DVD	1	
その他		36	引越の達人になろう		DVD	6	
		37	上手な引越のコツ教えます		DVD	1	
		38	交通事故0を目指して ～第42回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1	
		39	交通事故0を目指して ～第43回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1	
		40	全国トラックドライバー・コンテストマニュアル ～運転技能・整備点検編～	20分	DVD	6	
		41	もしもトラックがとまったら		DVD	1	
		42	走れ! 風になって未来へ～そして若者はトラックドライバーになった～		DVD	1	
		43	未来への道 ～トラックドライバーからのメッセージ～		DVD	1	
		44	★いのち つながれ「生命のメッセージ展」	9分	DVD	1	

事業者名		※貸出確認	※受付
担当者名	TEL: - -	本 ※返却日	
貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (最大2週間)	※返却確認 本	

(※の欄は記入しないでください)

- 帳票類注文表 -

(公社)長崎県トラック協会 宛

注文日: 令和 年 月 日

FAX: 095-839-8508

↓ 注文部数をご記入ください

No.	品名	単位	会員価格(円) (消費税10%込)	注文部数	備考
1	運転日報(基本タイプ)	1冊(100枚)	198		
2	運転日報(応用タイプ)	1冊(100枚)	374		
3	乗務日報(B5)	1冊(100枚)	352		
4	日常点検表(トラック・黄緑色)	1冊	660		
5	日常点検表(トレーラ・黄色)	1冊	781		
6	点呼記録簿(B4・中間点呼あり)	1冊(100枚)	363		
7	点呼記録簿(A4)	1冊(100枚)	242		
8	定期点検整備記録簿(B5・3枚複写 2年間用)	1冊	264		
9	車両管理台帳(A4・ピンク色)	1冊	286		
10	整備管理者選任届(通常3枚1セット)★	1枚	33		
11	運行指示書	1冊(50セット)	550		
12	運転者台帳(B5)	1冊(50枚)	660		
13	運転者台帳(B5・1枚)	1枚	14		
14	車両別輸送実績表(B4)	1冊	792		
15	作業指図書	1冊	176		
16	事故報告書(1セット)	1セット	290		
17	事業報告書・事業実績報告書★	4部(1セット)	495		
18	※ チャート紙	M26-120	M24-120	1個	880 (R7.4~)
	ご希望品番に注文数をご記入ください	L7-120	L7-140		
	その他 ()				

※小芝記録紙製チャート紙の在庫がなくなり次第、日本記録紙製チャート紙へ移行いたします(仕様は同じ)

受領方法 協会にて受け取り(月 日 来協予定) 送付希望

事業者名			
フリガナ 担当者名		TEL	
		FAX	
帳票類送付先	<input type="checkbox"/> に✓して下さい	<input type="checkbox"/> 会員名簿住所へ送付	<input type="checkbox"/> 会員名簿以外の住所へ送付
請求書送付先	* 上記送付先と異なる場合はご記入ください		

※午後からのご注文は翌日発送となる場合があります。

※在庫状況によりお届けまでにお時間をいただくことがあります。

※運行管理者選任届の販売は終了しました。

長崎県トラック協会ホームページに九州運輸局のホームページのリンク先を掲載しております。
 ”長崎県トラック協会ホームページ”→”会員用コンテンツ”→”九州運輸局HP・該当ページ”より
 ダウンロード可能な帳票

- ★運行管理者選任届 ★整備管理者選任届
- ★事業報告書・事業実績報告書

【お問い合わせ先】
 〒851-0131 長崎県松原町2651-3
 (公社)長崎県トラック協会(担当:本村)
 TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

以下協会使用欄

受付印	担当	発送日
	確認	/

合計金額	入金日
	/

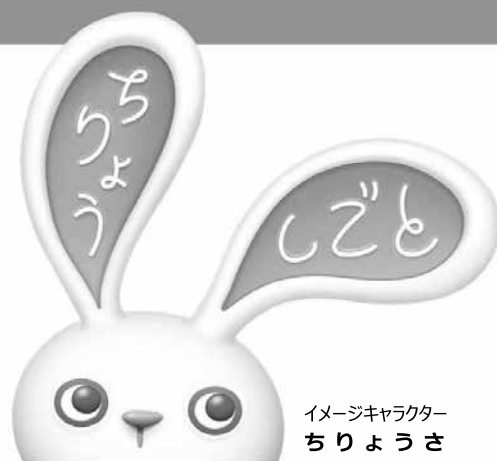
全ての事業主の方へ

令和8年
4月から

病気を抱える労働者の 治療と就業の両立支援 が努力義務になります！

改正労働施策総合推進法（令和7年法律第63号）により、令和8年4月1日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になります。

治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）を踏まえ、社内の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。



病気を抱える労働者の状況



がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分でなく、就業をあきらめてしまうケースが少なくありません。

今後、高齢者の就労の増加等を背景に、どの職場でも、病気を治療しながら仕事をする労働者は増えていきます。

治療と就業の両立支援とは



大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備し、必要な就業上の調整や配慮を行う取組です。

両立支援に取り組む意義



労働者の健康確保及び就業継続とともに、社員全体の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上といった企業の成長につながります。

指針と支援ツールを活用して、できる取組から始めましょう

治療と就業の両立支援指針

留意事項

- 労働者本人の申出
- 労働者との十分な話し合い、上司・同僚の理解
- 個人情報の保護

両立支援を行うための環境整備

- トップの方針表明
- 研修等を通じた意識啓発
- 相談窓口の明確化・社内の支援体制の整備
- 休暇制度・勤務制度の整備（例：時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務 等）

個別の両立支援の進め方

様式例の活用による、主治医や産業医等と連携した支援フロー

様式例：
「勤務情報提供書」
「主治医意見書」
「両立支援カード」
「両立支援/職場復帰支援プラン」

③ 両立支援プランの作成

就業継続の可否や就業上の措置等は、主治医意見書を基に、産業医等の意見を踏まえ、労働者と十分話し合った上で、事業主が最終的に決定。



両立支援ナビをチェック



厚労省の運営するポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」では、

- ・ 指針に沿った取組の実践的ガイダンス
- ・ 企業の取組事例

など総合的な情報提供を行っていますので、参考にしてください。



両立支援コーディネーター



社内での相談窓口、両立支援の調整役となる人材を育てましょう。

両立支援コーディネーター養成研修はウェブで無料で受けることができますので、人事労務担当者や産業保健スタッフを受講させるといいでしょう。



専門スタッフの支援を活用



都道府県産業保健総合支援センターでは、両立支援の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が配置されており、

- ・ 研修、相談、事業場への訪問による制度導入支援
- ・ 事業主と労働者間の個別の両立支援の調整及び両立支援プランの作成支援等支援が無料で受けられます。



地域の支援情報



都道府県労働局に設置されている「地域両立支援推進チーム」では、自治体や地域の支援機関等と連携して、

- ・ 両立支援のイベントの実施
- ・ 事業主等が活用可能な各地域における支援事業の情報の提供等を行っています。

加入者・事業主の皆さまへ



けんぽともっと!健康をもっと!

協会けんぽの 健診がさらに手厚く、新しく!

＼ 令和8年4月スタート! / ※被保険者が対象

もっと! 1

35歳以上の方は
人間ドック健診に
最高25,000円の
補助!

もっと! 2

35歳以上の方に加え
20.25.30歳の方も
生活習慣病予防健診
の対象に!

もっと! 3

40歳以上の女性に
骨粗しょう症検診を
開始!



より良い健康を形づくる新たなピース!
現役世代の皆さまをより力強くサポートする
新しい健診が始まります。

令和9年度からは、これらの健診がすべて被扶養者も対象となります。

詳しくは

協会けんぽ 健診



発行元：全国健康保険協会
お問い合わせはご加入の支部までお願いします。



「電子申請サービス」
が始まりました!



健診をもっと手厚く、多くの方へ!

新しい健診が始まります。

※被保険者が対象

もっと!¹

人間ドック健診に対する補助を開始

対象

35歳~74歳の被保険者

補助額

協会けんぽが最高25,000円補助します

内容

一般健診の項目に検査項目がさらに追加され、当日の医師による健診結果説明や特定保健指導も含まれる総合的な健診です。

健診の
選択肢が
増える!



もっと!²

生活習慣病予防健診の対象者を若年者へ拡大

対象

20歳、25歳、30歳の被保険者

自己負担額

最高2,500円

内容

血液検査や尿検査などの一般的な検査に肺のがん検診を加えた若年者用の健診です。

若い世代に
健康と向き合う
機会が広がる!



もっと!³

40歳以上の女性に骨粗しょう症検診を開始

対象

一般健診・節目健診を受診する40歳~74歳の偶数年齢の女性被保険者

自己負担額

最高1,390円

内容

問診や骨の中にあるカルシウムやマグネシウム等の成分量を測定することで、骨粗しょう症の予防と早期発見を目的とした検診です。

自覚症状がない
骨粗しょう症を
早期に発見!



令和9年度からは、これらの健診がすべて被扶養者も対象となります。

健診受診の流れ

1 受診を希望する健診機関に予約する

全国の健診機関で受診することができます。協会けんぽへの申込手続きは不要です。

2 健診を受診する

受診当日は、マイナ保険証等*及び検査容器などを忘れずにお持ちください。

*保険資格の確認方法は、事前に健診機関へお問い合わせください。

3 健診結果を確認する

生活習慣の改善が必要な方は「特定保健指導の利用」、要治療と判定された方は「医療機関の受診」をお勧めいたします。

健診実施機関等の一覧はこちら



協会けんぽ 健診機関



ながさきデコ活^{かつ} やってみよう! ゼロカーボン アクション12

地球温暖化対策として、脱炭素・資源循環型ライフスタイルへの転換を進めるため、私たちが今すぐ取り組める環境にやさしい行動

「ながさきデコ活ゼロカーボンアクション12」

4月のテーマは「CO₂の少ない交通手段を選ぼう！」です。
ぜひ実践してみてくださいね。

4月の
テーマ

『CO₂の少ない交通手段を選ぼう！』
おでかけは公共交通機関で！

1日乗車券



1日乗車券で
出かけてみよう

アプリも活用



移動に役立つアプリを
使ってみよう

スマートムーブ



毎月第2水曜日は
スマートムーブデー

ながさき環境県民会議・長崎県地域環境課

長崎県 ゼロカーボンアクション12

検索

TEL : 095-895-2512

デコ活
くらしの中のエコろがけ



■ 1日乗車券を使ってお出かけしよう！

公共交通機関なら、ゆっくり車窓を眺めて、心も体もリフレッシュ！
みんなが公共交通機関を利用することでCO₂削減にもつながります。

◇ 1日乗車券を取扱っている公共交通機関

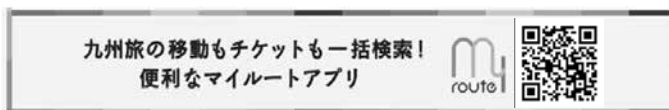
- | | | |
|-------|-------|---------|
| ○長崎バス | ○五島バス | ○島原鉄道 |
| ○県営バス | ○壱岐交通 | ○松浦鉄道 |
| ○西肥バス | ○対馬交通 | ○長崎電気軌道 |



※ 1日乗車券を購入の際は各社ホームページ等で「料金」「対象エリア」「使用条件」などを確認してください。

■ 便利なアプリを使ってみよう！

長崎県内の移動は、おトクで便利なスマホアプリ「my route」を使ってみよう。
お出かけ当日はデジタルチケットやクーポンでお得に便利に、充実したお出かけができる「おで活」アプリです♪。



■ スマートムーブって知ってる？

スマートムーブとは「普段から利用している様々な移動手段を工夫してCO₂排出量を削減しよう」という取組です。

《主な取組》①エコドライブの実践 ②自動車の利用自粛

「移動」を「エコ」に。

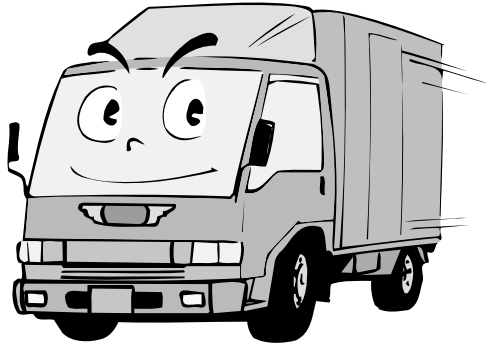


- 毎月第2水曜日は『スマートムーブデー』
 - 毎年10月の第2水曜日から1週間は『スマートムーブウィーク』
- 「移動」を「エコ」に。が合言葉！

もう少し

がまんしないで

すぐ休憩



(北海道) 広野運輸株

杉船 眞

(全国トラック交通共済協同組合連合会 令和7年度事故防止対策標語優秀賞)



トラック憲章

1. わたくしたちは、貨物輸送を通じ、社会に貢献していることを自覚し、さらに輸送サービスの向上に努めます。
1. わたくしたちは、法令を守り、かつ、相互信頼に立って輸送秩序の確立に努めます。
1. わたくしたちは、交通事故をはじめ労災事故の防止に徹し、かつ、輸送公害の除去に努めます。
1. わたくしたちは、親切、誠実をモットーに、迅速、確実、かつ、安全な輸送に努めます。
1. わたくしたちは、業界の融和協調をはかり、社会的地位の向上に努めます。

(公社) 長崎県トラック協会

発行 (公社)長崎県トラック協会
〒851-0131 長崎市松原町2651-3
TEL 095-838-2281
FAX 095-839-8508

印刷所 株式会社 昭和堂
諫早市長野町1007-2
TEL 0957-22-6000
FAX 0957-22-6690



「未来」を思い、想像上の未来のなかへ
ISUZU

**もっと走れる
明日のために。**

争奪も、競争も、激戦りも、果敢に挑んでいく。
この精神を踏襲し、新たなモデルを生み出した。
『未来』という数値定義のビジネスにおいて、
トラックに求められる様々なニーズを。
先進の機構やテクノロジーで早期に回答、低減し
より豊かな安心を生み出します。
モデルも、もっと走れる、いすゞとなら、もっと走れる。
もっと走れる未来がある。
お客様のビジネスがもっと輝く明日を切り拓きます。

GIGA

いすゞ自動車九州株式会社

■ 長崎支店	〒851-0103	長崎市中里町1622番地1	Tel. 095-839-7500
■ 佐世保支店	〒859-3241	佐世保市有徳町188番地1	Tel. 0956-59-3141
■ 島原営業所	〒859-1412	島原市有明町大三東乙84番地1	Tel. 0957-68-0500

Quon
人を想い、先を駆ける。
Innovation that puts people first.



UDトラックス株式会社

長崎 カスタマーセンター / 諫早市津久葉町99-47 TEL:0957-25-2342
佐世保カスタマーセンター / 佐世保市大塔町14-23 TEL:0956-32-4147
<https://www.udtrucks.com/ja-jp/home>



Going the Extra Mile



人を思う、次の100年へ。

MITSUBISHI FUSO

日野プロフィア(大型トラック) 日野レンジャー(中型トラック) 日野デュトロ(小型トラック)

九州日野自動車株式会社 長崎支店 / 〒851-0133 長崎市矢上町53-1 TEL:095-839-3122 FAX:095-839-1637
佐世保支店 / 〒857-1161 佐世保市大塔町1979-24 TEL:0956-31-1161 FAX:0956-31-5565
島原支店 / 〒859-1415 島原市有明町大三東乙88-1 TEL:0957-65-9101 FAX:0957-65-9070

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。



三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう 長崎支店

長崎サービスセンター / 長崎市小瀬戸町809-33 TEL:095-834-4661 島原サービスセンター / 島原市前浜町乙62-1 TEL:0957-62-6110
佐世保サービスセンター / 佐世保市大塔町8-5 TEL:0956-31-9311 諫早サービスセンター / 諫早市小船越町571 TEL:0957-23-5588